



# 年末年始の運転免許事務手続きについて



## 年末年始の休日閉庁のお知らせ

警察署、総合交通センターとも本年12月29日(水)から来年1月3日(月)までの年末年始の期間は、運転免許事務は行われません。

【お問い合わせ先】警察署(土、日、祝日は閉庁～宇部署 0836-22-0110)

総合交通センター(土、祝日は閉庁～ 083-973-2900)

【総合交通センターの混雑予測】～1月4日(火)から16日(日)にかけて混雑～できるだけ混雑の少ない年内の手続きをお勧めします。

## 年末年始の運転免許業務案内表

年月	平成22年12月					平成23年1月					
日	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	
曜日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	
			年末年始の休日								

(日曜日の交通センターでは、更新及び記載事項の変更手続きのみを行います。)

## 運転免許証の有効期間について

運転免許証の有効期間は、「誕生日の1ヶ月後まで」とされていますが、その有効期間の末日が土・日曜及び休日に当たるときは、これらの日の翌日が有効期間の末日とみなされます。

有効期間の末日が「平成23年1月4日(火)」とみなされる方

免許証上の有効期間の末日が	「平成22年12月29日」の方(誕生日11月29日)
	↓
	「平成23年1月4日」の方(誕生日12月4日)

## うっかり失効して試験の一部免除が可能な期間について

うっかり失効による試験の一部免除の申請期間は、「失効の日から6ヶ月を経過しない日まで」とされていますが、その6ヶ月の末日が年末年始の休日期間中に当たるときは、年明けの「1月4日(火)」が末日となります。

手続き可能期間の末日が「平成23年1月4日(火)」となる方

失効した免許の有効期間の末日が	「平成22年6月29日」の方(誕生日5月29日)
	↓
	「平成22年7月2日」の方(誕生日6月2日)